

扶養の実態に関する申立書

認定申請時に、必ず提出してください。

家族状況を記入してください。(別居者も含む)
 ※父母の扶養申告をする場合、組合員に兄弟姉妹がいるときは必ずその兄弟姉妹についても記入してください。

組合員の今後一年間の給与推計額を記入してください。

扶養の実態に関する申立書

組合員証記号一番号	600	—	〇〇〇〇	組合員氏名	共済 太郎
扶養の認定(引続)を受けようとする者の氏名		共済花子・友恵・幸子			
※組合員が扶養しなければならない理由、事情を詳しくご記入願います。 (組合員以外に扶養義務を負う者があるときは、その者が扶養できない理由についても明記してください。)					
妻は、パートをしているが収入が少ないため私が扶養しています。 長女は、大学生のため私が生活費用等援助しております。 母は、重度障害者のため介護が必要であり、年金収入も少額であるため扶養しております。 弟がおりますが、年収は私の方が多いため扶養認定を願いたい。 扶養しなければならない理由や状況など詳しく記入してください。					
以下記項目は、「同じ」と同じ 居住者の氏名 同居 居住者の住所 同居 住所 同居		組合員の居住地及び扶養認定対象者の住所等について記入してください。 〒 501-0230 愛知県名古屋市中野区新〇〇町〇〇丁目〇番地 サクスアパート〇▲号室			

組合員の家族状況 (被扶養者を含む、家族全員を記入してください。)						
氏名	続柄	生年月日	職業	今後の1年間の収入	住所において同居・別居の状況	扶養手当の有無
組合員	本人	S45年 1月 10日		4,027,300円		
共済 花子	妻	〇〇年〇月〇日	パート	900,000円	同・別	有・無
共済 友恵	長女	H〇年〇月〇日	学生	0円	同・別	有・無
共済 恵	実父	〇〇年〇月〇日	無職	806,000円	同・別	有・無
共済 幸子	実母	〇〇年〇月〇日	無職	1,000,000円	同・別	有・無
共済 一郎	弟	〇〇年〇月〇日	会社員	3,500,000円	同・別	有・無
		年 月 日		円	同・別	有・無

組合員と別居の場合の援助確認 (記入必須)	
援助方法	送金・手渡し・その他()
援助額	月額 50,000円 (年額 600,000円)
【組合員と実際別居している場合の添付書類】 ① 送金の場合、必ず生計費の送金等が証明できる書類の写しを添付してください。 ② 手渡しの場合、領収書を添付してください。 ③ 養育費の支給があり、単身赴任(妻・子)または学生(子)について(の)は不要です。	
記入	令和〇年 4月 1日 組合員氏名 共済 太郎 この申立書の記載事項に誤りがないことを確認しました。 岐阜県市町村職員共済組合 長 様 令和〇年 〇月 〇日 所属 所長 〇〇〇市長 〇〇 〇〇〇

別居している者を扶養するときは、組合員からの生計援助額・援助方法を記入し、下記の**証明書類**を添付してください。

援助額は、一人につき毎月40,000円以上必要です。
 (施設入所者(特別養護老人ホームなど)は1人につき毎月20,000円以上。)

- 援助方法が送金である場合
 - ・送金者・送金先及び送金額の分かる預金通帳や振込明細書の写を添付してください。
- 援助方法が手渡しの場合
 - ・手渡しする現金を口座から引き出したことが分かる組合員名義の預金通帳等の写が必要です。

(いずれの場合も、客観的に確認できる書類が必要です。)

【 扶養認定申請時の場合 】

- ・事由発生日から30日以内のものを添付してください。

【 資格調査の場合 】

- ・前回調査時以降のものを添付してください。(毎月の金銭援助状況がわかるもの。)

●下記に該当する場合は証明書類が省略できます。

- ・扶養手当の支給があり、勤務形態(単身赴任)により、一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子。
- ・扶養手当の支給があり、国内の大学等に在学する学生の子。

ただし、個別の状況によっては、別途証明書類を依頼する場合があります。